

令和 8 年 2 月 2 日

福電協組第 46 号

労働保険事務組合 委託組合員 各位

労 働 保 險 事 務 組 合
福 岡 電 気 工 事 業 協 同 組 合
理 事 長 堀 内 重 夫

時間外・休日労働に関する協定届（36 協定）及び
1 年単位の変形労働時間制に関する協定届の提出について

労働時間は労働基準法によって上限が定められており、労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければこれを延長することはできません。

(1) 36 協定届が必要／不要かのご判断をお願いします。

【法定労働時間】1 日について 8 時間の労働時間、1 週間にについて 40 時間（1 日 8 時間 × 5 日間）を超える、又は 1 週間に 1 日または 4 週間を通じて 4 日以上の休日がない場合は
36 協定届の提出が必要です。／該当しない場合・労働者がいない場合は提出不要です。

(2) 36 協定届が必要な場合、4 パターンの様式がございます。

貴社におかれまして、該当する条件に照らし合わせて様式をご選択ください。

①時間外労働時間の上限時間②災害時復旧事業に従事しない／従事する

時間外労働時間（以下「残業時間」という。）下記表をご参考くださいませ。

・様式第 9 号 ①残業時間 月 45 時間未満／年間 360 時間未満

*①残業時間 変形労働時間制の採用の場合

月 42 時間未満／年間 320 時間未満

②災害復旧事業 従事しない

・様式第 9 号の 3 の 2 ①残業時間 月 45 時間未満／年間 360 時間未満

*①残業時間 変形労働時間制の採用の場合

月 42 時間未満／年間 320 時間未満

②災害復旧事業 従事する

・様式第 9 号の 2 ①残業時間 月 45 時間以上～複数月平均 80 時間以内

／年間 720 時間以内

②災害復旧事業 従事しない

・様式第 9 号の 3 の 3 ①残業時間 月 45 時間以上～複数月平均 80 時間以内

／年間 720 時間以内

②災害復旧事業 従事する

	残業時間 月 1 分～45 時間未満 年間 1 分～360 時間未満 (＊変形労働時間制の採用の場合) 残業時間 月 1 分～42 時間未満 年間 1 分～320 時間未満	残業時間 月 45 時間以上 ～複数月平均 80 時間以内 年間 360 時間以上～720 時間以内
災害復旧事業に 従事しない	様式第 9 号 (同封)	様式第 9 号の 2+特別条項 (ダウンロードして下さい)
災害復旧事業に 従事する	様式第 9 号の 3 の 2 (ダウンロードして下さい)	様式第 9 号の 3 の 3+特別条項 (ダウンロードして下さい)

* 「様式9号」のみ用紙と記入例を同封しております。

他の様式のものは組合HPの「お知らせ」内のデータからダウンロードして下さい。

時間外労働・休日労働に関する協定届 様式第9号

【同封】

様式第9号の2 様式第9号の3の2 様式第9号3の3

【ダウンロードして下さい】

(3) 1年単位の変形労働時間制を採用している場合は次の書類を追加でご提出ください。

採用していない場合は、提出不要でございます。

(A) 1年単位の変形労働時間制に関する協定書

【同封】

(B) 1年単位の変形労働時間制に関する協定届（様式第4号）

【同封】

(C) 年間休日カレンダー

【同封】

添付致しました記入例はあくまで参考として記載しております。実際の内容は貴事業所が労働者と協定する内容を必ずご記入ください。

(4) 提出書類について

【1】残業時間なし・雇用者なし → 提出書類はございません

【2】残業時間あり・雇用者あり → 36協定届

貴社の条件に合致する様式第9号のいずれか

【3】変形労働時間制の採用あり → (A) (B) (C) を追加でご提出お願いします

※原本1部とコピーの控え(白黒可)1部を提出して下さい。押印のある書類は必ず押印後にコピーしてください。原本が2つあると労働基準監督署から指摘されることがあります。

所轄労働基準監督署へ1部を提出し、(受付印が押された)コピー分を後日ご返送します。

他の組合員提出分とあわせて労働基準監督署へ提出するため3月6日(金)までに組合へご提出下さい。それ以降は管轄の労働基準監督署へ直接ご提出下さい。その際は組合へご連絡の上、控えをFAXして下さい。

(5) 「様式第9号」「様式第9号の2」「1年単位の変形労働時間制に関する書類」については、厚生労働省が運営するHP【スタートアップ労働条件】の「36協定作成支援ツール」もご利用可能です。ご活用ください。

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

*操作方法等については組合ではお答えできかねますのでご了承ください。

時間外労働の上限規制

時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2~6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内にしなければなりません。

※例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働=44時間、休日労働=56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2~6か月平均80時間以内

※年720時間の上限及び時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度という規制は適用されます。

[協定届及び労働関係の各種制度についてのご相談先]

福岡中央労働基準監督署 TEL 092 - 761 - 5607

(管轄) 福岡市(東区を除く)、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川市

福岡東労働基準監督署 TEL 092 - 661 - 3770

(管轄) 福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡

[労務管理、36協定の作成支援、無料訪問コンサルティング、助成金の利用等のご相談先]

福岡働き方改革推進支援センター TEL 0800 - 888 - 1699(平日 9時~17時まで)

〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多偕成ビル301号